

指定科目実施要領

令和 2 年 8 月

(令和 3 年 4 月一部改正)

(令和 4 年 3 月一部改正)

(令和 5 年 2 月一部改正)

(令和 6 年 3 月最終改正)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 6 年 3 月 21 日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）3（3）の規定に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 6 年度に開設する免許法認定通信教育の科目であること。

2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、令和6年度施行通知¹では以下のとおり示されている。

③特例の内容について

- ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について
- 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。
- i 介護等体験法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
 - ii 介護等体験は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
 - iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方に關し、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

3. 指定の手続

（1）指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和6年3月21日付け5文科教第〇〇号文部科学省総合教育政策局長通知）

申請期限：（1次指定）令和6年4月18日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係宛てに提出

提出先：menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目指定申請書提出（介護等体験代替措置）

（2）文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

（3）変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目としての指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和6年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.44～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期：開設者による変更決定後速やかに

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係宛てに提出

提出先：menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目変更届出書提出（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和6年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P. 44～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係宛てに提出

提出先： menkyo@mext.go.jp

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目の廃止（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

4. 指定科目の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和5年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

(2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定4（2）及び（4））。

5. 指定科目に関する留意事項

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。